

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会
専門医制度規則

平成 20 年 12 月 7 日施行

平成 25 年 12 月 1 日改訂

2018 年 12 月 2 日改訂(赤字部分)

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度規則

平成30年12月2日 社員総会承認

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会（以下、本学会という）は、顎顔面領域インプラント（以下、インプラントと記す）治療ならびに関連口腔医療の専門的知識と技能を有する歯科医師または医師を養成するとともに顎顔面インプラント医療の発展と向上を図り、国民の福祉に貢献するため、専門医制度を設ける。

(認定)

第2条 本制度は専門医、指導医および研修施設、**准**研修施設の認定を行う。

第2章 専門医制度委員会

(委員会の設置)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置く。

2 委員長および副委員長は、理事長が理事または運営審議委員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。

3 委員会の構成および運営等は、別に定める専門医制度委員会規則による。

(業務)

第4条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を所掌する。

1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。

2) 専門医資格認定審査会、研修施設資格認定審査会を置く。

3) 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定専門医（以下、専門医という）の認定審査を行う。

4) 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定指導医（以下、指導医という）の認定審査を行う。

5) 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定研修施設（以下、研修施設という）および公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定**准**研修施設（以下、**准**研修施設という）の認定審査を行う。

6) 専門医、指導医および研修施設、**准**研修施設の資格更新に関する審査を行う。

7) 専門医、指導医および研修施設、**准**研修施設の資格喪失ならびに認定取消に関する審査を行う。

8) 専門医制度施行細則および専門医制度内規等の改訂に関する審議を行う。

第3章 専門医資格認定審査会

(業務)

第5条 専門医資格認定審査会（以下、専門医審査会という）は、専門医の資格認定の審査を行う。

2 専門医審査会は、専門医の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 研修カリキュラムの公示
- 2) 申請資格の審査
- 3) 認定試験の施行と評価判定
- 4) 認定審査
- 5) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 6) その他、専門医等の認定業務に必要な事項

(組織)

第6条 専門医審査会の構成、委員の任期および選出方法等は、専門医制度委員会規則による。

第4章 研修施設資格認定審査会

(業務)

第7条 研修施設資格認定審査会（以下、研修施設審査会という）は、本学会の定める研修カリキュラムに従った研修を行うための研修施設および准研修施設の資格認定審査を行う。

2 研修施設審査会は、研修施設および准研修施設の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 申請資格の審査,認定
- 2) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 3) その他、研修施設等の認定業務に必要な事項

(組織)

第8条 研修施設審査会の構成、委員の任期および選出方法等は、専門医制度委員会規則による。

第5章 専門医の申請資格

(申請資格)

第9条 専門医の認定を申請する者（以下、専門医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許証を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 5年以上継続して本学会会員であること
- 3) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、本学会の定める研修カリキュラムに従い、研修施設または准研修施設において、通算5年以上、インプ

- ラントに関する診療に従事していること
- 4) 別に定める研修実績，診療実績および論文業績を有すること

第6章 専門医の認定

(申請方法)

第10条 専門医申請者は，次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて，専門医審査会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 歯科医師または医師免許証（写）
- 4) 研修証明書および研修施設在籍（職）証明書
- 5) 本学会会員証明書
- 6) 研修実績報告書
- 7) 診療実績報告書
- 8) 論文業績目録および業績
- 9) 本学会「禁煙推進宣言」に対する同意書
- 10) 本学会が認める証明書

2 専門医審査会は，必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第11条 専門医の審査は，申請書類および試験によって行う。試験は筆記試験を行うものとする。

- 2 専門医申請者については，専門医審査会が専門医としての適否を判定し，その結果に基づき，専門医制度委員会が認定し，理事会に答申して承認を得るものとする。
- 3 この規則に定めるものの他，専門医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(認定証の交付)

第12条 本学会は，所定の登録手続を完了した専門医申請者を公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定専門医として登録し，認定証を交付する。

- 2 認定証の有効期間は，交付の日から5年とする。

第7章 指導医の申請資格

(申請資格)

第13条 指導医の認定を申請する者（以下，指導医申請者という）は，次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 専門医を指導し，インプラントの発展と向上に資する者
- 2) インプラントに関する診療，教育および研究の指導が行える資質を有する者。

- 3) 10年以上継続して本学会会員であること
- 4) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、研修施設または**准**研修施設において、通算10年以上、インプラントに関する診療に従事していること
- 5) 本学会専門医取得後3年以上、インプラントに関する診療に従事していること
- 6) 別に定める診療実績および論文業績を有すること

第8章 指導医の認定

(申請方法)

第14条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 本学会専門医認定証(写)
- 4) 研修施設在籍(職)証明書
- 5) 本学会10年以上の継続会員証明書
- 6) 研修実績報告書
- 7) 診療実績報告書
- 8) 業績目録および業績
- 9) 小論文

2 専門医制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第15条 指導医の審査は、申請書類等で行うものとする。

2 指導医申請者については、専門医制度委員会が指導医としての適否を判定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

3 この規則に定めるものの他、指導医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(認定証の交付)

第16条 本学会は、所定の登録手続を完了した指導医申請者を公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定指導医として登録し、認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第9章 研修施設ならびに**准**研修施設の申請資格

(研修施設の申請資格)

第17条 研修施設の認定を申請する施設(以下、申請施設という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) インプラント治療を対象とする施設であること
- 2) 公的病院に准ずる手術室，入院施設，CT 装置，AED を含む救急救命器具を有すること
- 3) 研修カリキュラムに定められたインプラント治療が，所定の件数以上行われていること
- 4) 本学会指導医が1名以上常勤し，十分な指導体制がとられていること
- 5) 申請施設において，インプラント治療全般の研修が可能であること
- 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること

(**准**研修施設の申請資格)

第18条 **准**研修施設の認定を申請する施設は，研修施設に准じた施設であって，研修カリキュラムに従った研修が行える施設とし，次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) インプラント治療を対象とする施設であること
 - 2) 研修施設との連携のもとに，研修カリキュラムに定められたインプラント治療の研修が可能であること
 - 3) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 2 前項の規定にかかわらず，専門医制度委員会が認める施設の代表者は，**准**研修施設の認定を申請することができる。

第10章 研修施設ならびに**准**研修施設の認定

(研修施設の申請方法)

第19条 申請施設の代表者は，次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて，研修施設審査会に提出しなければならない。

- 1) 研修施設認定申請書
 - 2) 研修施設内容説明書
 - 3) 指導医の勤務証明書
 - 4) 最近5年間のインプラント診療実績調書
- 2 研修施設審査会は，必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第20条 研修施設の審査は，申請書類で行うものとする。

- 2 申請施設については，研修施設審査会が研修施設としての適否を判定し，その結果を専門医制度委員会に答申するものとする。
- 3 専門医制度委員会は，申請施設について答申内容を審議のうえ資格を認定し，理事会の承認を得るものとする。
- 4 この規則に定めるものの他，研修施設の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(**准**研修施設の申請方法, 審査ならびに認定)

第21条 **准**研修施設の申請方法, 審査ならびに認定方法等については, 研修施設に准ずるものとする.

(認定証の交付)

第22条 本学会は, 所定の登録手続を完了した申請施設を公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定研修施設あるいは**准**研修施設として登録し, 認定証を交付する.

2 認定証の有効期間は, 交付の日から5年とする.

第11章 資格の更新

(更新義務)

第23条 専門医, 指導医, 研修施設および**准**研修施設は5年毎にその資格を更新しなければならない.

2 更新の申請方法, 審査ならびに認定方法等については別に定める.

第12章 資格の喪失ならびに認定の取消

(事由)

第24条 専門医および指導医が次の事項に該当するとき, 理事会の議を経て, 認定を取り消す.

- 1) 正当な理由を付して専門医の資格を辞退したとき
- 2) 資格の更新を行わなかったとき
- 3) 歯科医師または医師の免許を取消したとき
- 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
- 5) 専門医, 指導医としてふさわしくない行為があったとき
- 6) 申請書類等に重大な誤りがあったとき

2 専門医制度委員会は, 会員が前項第5号または第6号に該当するとき, 資格喪失の認定前に当該会員に対し, 弁明の機会を与えるものとする.

3 前項第1号, 第2号, 第5号および第6号に該当する資格の喪失の適否については, 専門医制度委員会の議を経なければならない.

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第25条 前条により認定を取り消された者は, 速やかに本学会に認定証を返還しなければならない.

2 本学会は認定証の返還後, 登録を抹消する.

第13章 研修施設の認定取消

(事由)

第26条 研修施設が次の事項に該当するとき, 専門医制度委員会ならびに理事会の議を

経て、認定を取消す。

- 1) 指導医が2年を超えて不在の場合
 - 2) 更新期日を超えて1年以内に更新を行わなかったとき
 - 3) 申請書類等に重大な誤りがあったとき
 - 4) その他、専門医制度委員会が研修施設としてふさわしくないと判定したとき
- 2 専門医制度委員会は、研修施設が前項第3号または第4号に該当する場合、当該施設の代表者に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 准研修施設の認定取消しについては、研修施設に准ずるものとする。
- 4 この規則に定めるものの他、研修施設および准研修施設の認定取消し等については別に定める。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

- 第27条 前条により認定を取り消された研修施設あるいは准研修施設の代表者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
- 2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第14章 補則

- 第28条 本規則の第5章から第11章の規定は、平成26年度以降の申請ならびに更新申請から適用する。
- 第29条 本規則の改訂は、理事会および運営審議委員会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。
- 第30条 本規則は、平成25年 社員総会翌日から施行する。

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度委員会規則

平成30年12月2日 社員総会承認

第1章 構成および運営

第1条 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度の施行にあたって、専門医制度規則（以下、規則という）に定めるものの他、必要な事項については、次の規定および別に定める専門医制度施行細則による。

第2条 専門医制度委員会（以下、本委員会という）は、委員長、副委員長および委員7名計9名をもって組織する。

2 本委員会委員長、副委員長および委員は、専門医審査会および研修施設審査会の委員長、副委員長および委員を兼任することはできない。

3 委員長および副委員長の選出は、規則第3条2項による。

4 委員は、本学会認定指導医の資格を有する運営審議委員の中から委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第3条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたとき、理事長は速やかにこれを補充する。

3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるとき、副委員長が、その職務を代行する。

第5条 本委員会は規則第4条に掲げる業務を所掌するほか、理事会の諮問事項について審議し、答申する。

2 本委員会は、委員3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 本委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

第7条 規則第4条第2号により、本委員会に、専門医資格認定審査会、研修施設資格認定審査会を置き、委員を選出する。

2 本委員会に、特定の事項について審議するため、小委員会を置くことができる。

第8条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

第2章 専門医資格認定審査会

第9条 専門医資格認定審査会（以下、専門医審査会という）は、規則第5条により、専

門医の認定およびこれに関連する事項を審議し、所掌する。

第10条 専門医審査会は、委員8名をもって組織する。

- 2 委員は、本委員会および理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員は、指導医でなければならない。

第11条 専門医審査会の委員長ならびに副委員長は、本委員会委員長が選出し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じたとき、本委員会委員長は速やかにこれを補充する。
- 3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 専門医審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第13条 この規則に定めるものの他、専門医の資格認定施行等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第3章 研修施設資格認定審査会

第14条 研修施設資格認定審査会（以下、研修施設審査会という）は、規則第7条により、研修施設および准研修施設の認定およびこれに関連する事項を審議し、所掌する。

第15条 研修施設審査会は、委員6名をもって組織する。

- 2 委員は、本委員会および理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員は、指導医でなければならない。

第16条 研修施設審査会の委員長および副委員長は、本委員会委員長が選出し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員に欠員を生じたときは速やかにこれを補充する。
- 3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 研修施設審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第18条 この規則に定めるものの他、研修施設資格認定施行等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第4章 補則

第19条 本規則の改訂は、理事会および運営審議委員会議の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第20条 本規則は、平成30年社員総会翌日から施行する。

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度施行細則

平成30年12月2日 社員総会承認

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度の施行にあたって、専門医制度規則（以下、規則という）に定めるものの他、必要な事項については、この細則による。

第2条 本細則に定めるものの他、専門医認定施行等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 専門医審査会

第3条 専門医審査会は、規則第5条により、以下の業務を行う。

- 2 次年度の専門医、指導医の認定業務に関する要項を作成する。
- 3 専門医の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
- 4 専門医の認定に必要な筆記試験問題を作成し、試験を実施し評価する。

第4条 専門医審査会委員長は、試験委員を定める。

- 2 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者についての試験評価と実地審査ならびに判定はできないものとする。

第5条 専門医審査会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本学会事務局に保管する。

第6条 本細則に定めるものの他、専門医の認定に必要な資格審査および試験の実施方等については、別に定める。

第3章 研修施設審査会

第7条 研修施設審査会は、規則第7条により、以下の業務を行う。

- 2 次年度の研修施設および准研修施設の認定業務に関する要項を作成する。
- 3 研修施設および准研修施設の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
- 4 研修施設および准研修施設の認定に必要な資格について適否を評価する。

第8条 研修施設審査会委員長は、委員を定める。

- 2 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者についての審査と実地調査ならびに評価はできないものとする。

第9条 研修施設審査会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本学会事務局に保管する。

第10条 本細則に定めるものの他、研修施設および准研修施設の認定に必要な審査の実施方法等については、別に定める。

第4章 専門医の認定

第1節 専門医の申請資格

第11条 専門医の認定を申請する者（以下、専門医申請者という）の資格については、規則第9条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第12条 規則第9条第3号に規定する研修期間「通算5年以上」は、専門医申請者が研修施設に在籍（職）した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門医申請者が准研修施設に在籍（職）した期間があるときは、その在籍（職）期間を4分の3に換算して研修期間に通算することができる。

3 前項に該当する専門医申請者は、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 准研修施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書

2) 准研修施設においてインプラントに関連した診療に従事した旨の研修施設の主たる指導医の証明書

4 専門医申請者が、研修施設の主たる指導医の指示または許可を得て、研修施設以外の医療施設または外国の医療施設等において、インプラントに関連した診療に従事した場合は、専門医審査会において調査の上、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。

5 前項に該当する専門医申請者は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 当該医療施設においてインプラントに関連した診療に従事した旨の研修施設の主たる指導医の証明書

2) 当該医療施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書

第13条 専門医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない。

1) 学会参加・発表：本学会が主催する総会・学術大会に2回以上参加し、学術大会で1回以上筆頭者として発表を行わなければならない。本学会が主催する総会または指定する関連学会（別表3）への参加・発表により別表1に定める単位100単位以上の研修実績を修めなければならない。

2) 研修会参加：本学会が主催、もしくは指定する教育研修会に2回以上参加しなければならない。なお研修会には本学会が単独で行う研修会と合同の研修会があり、1回は本学会が単独で行う教育研修会に参加しなくてはならない。

3) 全身管理研修：本学会が認定する施設内において入院周術期管理研修を受け、5症例について報告書に記載しなければならない。

4) 救命救急研修：BLS, ACLS,あるいはICLSの研修会に参加しなければならない。

第14条 専門医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の診療実績を修めなければならない。

- 1) インプラントおよび関連症例：本学会認定指導医あるいは専門医の下でインプラント症例の診断、治療計画、インプラントに関連した骨造成手術を5症例以上含むインプラント埋入手術30例以上の執刀を経験しなければならない。尚インプラント症例については上部構造装着後2年以上経過観察をしなければならない。
 - 2) 全身管理研修：本学会が認定する研修施設において入院周術期管理を要したインプラント5症例について報告書に記載しなければならない。
- 2 規則第10条第7号に規定する診療実績報告書については、申請者の所属する研修施設等の指導医の証明を必要とする。

第15条 専門医申請者は、次の各号に定める論文業績を有していなければならない。

- 1) インプラントに関して2編以上の学術論文を發表すること。但し、2編のうち1編は、顎顔面インプラント学会雑誌に掲載されたものでなければならない。
- 2) 別表4に定める「指定学術雑誌」に掲載されたインプラント学に関する論文は業績として認める。ただし、「指定学術雑誌」以外の論文については、専門医審査会の審査により、論文業績として認めることがある。

~~第16条 本学会が認める証明書~~

- ~~1) (社)日本口腔外科学会：専修医または専門医証~~
- ~~2) その他~~

第2節 専門医の認定方法

第17条 書類審査により受験申請資格ありと認められた専門医申請者に対し、試験を行う。

- 1) 試験は、医の倫理、インプラント全般、周術期管理および救急蘇生法等について筆記試験により行う。
- 2) 試験の実施と評価は、専門医審査会が行い、その結果を専門医制度委員会に答申する。
- 3) 試験の実施方法等は別に定める。

第18条 専門医としての適否の判定は専門医審査会が行うものとし、その結果を専門医制度委員会に答申するものとする。

- 2 専門医制度委員会は、答申内容を審議のうえ専門医資格を認定し、理事会に答申する。

第5章 指導医の認定

第1節 指導医の申請資格

- 第19条 指導医の認定を申請する者（以下、指導医申請者という）の資格については、規則第13条に定めるものの他、次の各条について審査する。
- 第20条 規則第13条第4号に規定する研修期間「通算10年以上」は、指導医申請者が研修施設に在籍（職）した期間であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、指導医申請者が**准**研修施設に在籍（職）した期間があるときは、その在籍（職）期間を4分の3に換算して研修期間に通算することができる。
 - 3 前項に該当する申請は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。
 - 1) **准**研修施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書
 - 4 指導医申請者が、研修施設以外の医療施設または外国の医療施設において、インプラントに関連した診療に従事した場合は、専門医制度委員会において調査の上、研修期間に通算することができる。
 - 5 前項に該当する申請は、第12条第5項に准じた証明書を添付しなければならない。
- 第21条 指導医申請者は、申請前5年間において、次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない。
- 1) 学会参加・発表：本学会が主催する総会・学術大会に2回以上参加、学術大会で1回以上発表し、指定する関連学会（別表3）へ参加あるいは発表を含めて、別表1に定める単位100単位以上の研修実績を修めなければならない。
 - 2) 研修会参加：本学会が主催する教育研修会に2回以上それぞれ参加しなければならない。
- 第22条 指導医申請者は、所定の診療実績を修めなければならない。
- 1) インプラントおよび関連症例：インプラントに関連した骨造成手術を20症例以上含むインプラント埋入手術合計100例以上の執刀指導を経験しなければならない。なお、インプラント植立症例については、上部構造装着後2年以上経過観察をしなければならない。
- 第23条 指導医申請者は、次の各号に定められた論文業績を有していなければならない。
- 1) 申請前の10年間、インプラントに関して**6**編以上の学術論文を発表すること。**6**編のうち**1**編は、顎顔面インプラント学会雑誌に掲載されたものでなければならない。
 - 2) 別表4に定める「指定学術雑誌」に掲載されたインプラントに関する論文は業績として認める。また、「指定学術雑誌」以外の論文については、専門医制度委員会の審査により、論文業績として認めることがある。

第2節 指導医の認定方法

第24条 書類審査は専門医制度委員会が行う。

第25条 規則第14条第9号に規定する小論文の課題は、専門医制度委員会が指定する。

第26条 指導医としての適否の判定は、専門医制度委員会が行う。適格の判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、その結果を理事会に答申する。

第6章 研修施設ならびに**准**研修施設の認定

第1節 研修施設ならびに**准**研修施設の申請資格

第27条 研修施設の認定を申請する施設の資格については、規則第17条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第28条 研修施設は、有床の医療機関とし、研修カリキュラムに則したインプラントの診断と治療に必要な診療設備を有し、セミナーや集談会などが定期的で開催されていることを要する。

第29条 研修施設は、申請前の5年間において、インプラント植立およびインプラントに関連した骨造成手術を30例以上の診療実績を有していなければならない。なお、インプラント植立症例については、上部構造装着後2年以上経過観察をしなければならない。

第30条 **准**研修施設の認定を申請する施設の資格については、規則第18条に定めるものの他、次の各項について審査する。

- 2 **准**研修施設は、本学会認定専門医が常勤するか、もしくは本学会認定指導医が定期的にインプラントの診療に従事することを要する。
- 3 **准**研修施設は、申請前の5年間において、インプラント植立およびインプラントに関連した手術を10例以上の診療実績を有していなければならない。なお、インプラント植立症例については、上部構造装着後2年以上経過観察をしなければならない。

第2節 研修施設ならびに**准**研修施設の認定方法

第31条 研修施設ならびに**准**研修施設としての適否の判定は、研修施設審査会が行うものとし、その結果を専門医制度委員会に答申する。適否の判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとする。

- 2 専門医制度委員会は答申内容を審議のうえ施設資格を認定し、その結果を理事会に答申する。
- 3 ~~常勤指導医が1名の研修施設~~および**准**研修施設において、認定後に指導医が欠員になった場合あるいは認定時の指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。

第7章 資格の更新

第1節 資格更新の申請方法

第32条 専門医、指導医の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資

格更新審査料を添えて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 最近5年間の研修実績報告書
- 4) 認定証 本書

2 指導医の資格更新申請は、指導実績報告書を提出しなければならない。

第33条 研修施設または**准**研修施設の資格更新を申請する施設代表者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 研修施設または**准**研修施設資格更新申請書
- 2) 研修施設または**准**研修施設内容説明書
- 3) 指導医または専門医の勤務証明書
- 4) 最近5年間の診療実績調書
- 5) 最近5年間の症例報告書
- 6) 最近5年間の研修・指導実績調書
- 7) 認定証 本書

2 **准**研修施設の資格更新申請は、主たる研修施設の主たる指導医が認めた**准**研修施設証明書を提出しなければならない。

第2節 資格更新の審査ならびに認定方法

第34条 資格更新の審査は、専門医制度委員会が申請書類により行う。適否の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、理事会に答申し承認を得るものとする。

第35条 所定の更新手続を完了した申請者は、公益社団法人日本顎顔面インプラント学会認定専門医、指導医、研修施設および**准**研修施設として引続き登録され、認定証を交付される。

第3節 資格更新の要件

第36条 専門医、指導医の資格更新の要件は、次の各号を満たすものとする。

- 1) 専門医の資格更新を申請する者は、別表2に規定する学会への参加あるいは発表、および論文発表により、150単位以上の研修実績を修めなければならない。
- 2) 専門医、指導医の資格更新を申請する者は、手術実施記録等を記載した報告書を提出しなければならない。更に更新日までの5年間に本学会総会・学術大会と本学会が主催する教育研修会にそれぞれ2回以上参加しなくてはならない。なお研修会は合同の研修会と本会が単独で行う研修会があり、1回は本会が単独で行う研修会に参加しなくてはならない。

- 3) 指導医の資格更新を申請する者で、更新日までに満65歳を超えない者は、前号1)の要件に加え、学会発表・論文発表・手術実施記録等を記載した指導実績報告書を提出しなければならない。更に更新日までの5年間に本学会総会・学術大会と本学会が主催する教育研修会にそれぞれ2回以上参加しなければならない。なお研修会は合同の研修会と本学会が単独で行う研修会があり、1回は本学会が単独で行う研修会に参加しなければならない。
- 4) 指導医の資格更新を申請する者で、更新日までに満65歳を超えた者は、前号1)の要件に関わらず、更新日までの5年間に本学会総会・学術大会と本学会が主催する教育研修会にそれぞれ2回以上参加しなければならない。
- 5) また、指導医取得者が、所属研修施設の配置転換、役職変更等何らかの理由で臨床に携わらなくなった期間は、その証明書を提出し、専門医制度委員会の了解があれば満65歳を超えた者と同様の審査方式で更新してもかまわない。
- 6) 指導医で専門医を取得した者は、専門医の更新をもって指導医を更新することを認める。その場合、更新審査料はかからないが更新登録料は通常料金を課す。

第37条 研修施設の資格更新の要件は、本細則第33条~~、34条~~に定めるものの他、次の各号の研修・指導実績を満たすものとする。

- 1) 本学会の主催する総会もしくは指定する関連学会（別表3）において、研修施設として5演題以上の発表実績を有すること。
- 2) 研修施設としてインプラントに関して2編以上の学術論文を発表すること。

第38条 准研修施設の資格更新の要件は、本細則第33条~~30条~~に定めるものの他、次の各号の研修・指導実績を満たすものとする。

- 1) 本学会の主催する総会もしくは指定する関連学会（別表3）において、准研修施設として2演題以上の発表実績を有すること
- 2) 別表2に規定する学会への参加あるいは発表、および論文発表により、100単位以上の研修・指導実績を修めなければならない。

第4節 資格更新の保留

第39条 資格更新を申請予定の者が、所定の期間内に必要な要件を満足できなかったときには、専門医制度委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2) 前項の保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格を喪失する。ただし、専門医制度委員会が特段の事由があると認めるときは再延長することができる。

第8章 補則

第40条 審査料，登録料，更新審査料等の金額は，別に定める。

第41条 この細則の改訂は，理事会および運営審議委員会の議を経て，社員総会の承認を得なければならない。

第42条 この細則は，平成30年社員総会翌日から施行する。

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度施行細則（別表）

別表1 申請のための研修単位基準

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】

本学会学術大会（総会）	20単位
日本口腔外科学会（総会）	10単位
日本補綴歯科学会（総会）	10単位
日本歯周病学会（総会）	10単位
日本歯科放射線学会	10単位
日本口腔インプラント学会（総会）	10単位
日本口腔外科学会（地方会）	7単位
日本補綴歯科学会（地方会）	7単位
日本歯周病学会（地方会）	7単位
日本口腔インプラント学会（地方会）	7単位
関連学会学術大会（総会）	7単位
関連学会学術大会（地方会）	5単位
国際口腔顎顔面外科学会（総会）	10単位
アジア口腔顎顔面外科学会（総会）	10単位
大韓口腔顎顔面外科学会（総会）	10単位
国際口腔顎顔面外科学会の関連する学会（総会）	10単位

各大学主催の学内学術集会	5 単位
(2) 学会発表【上記(1)に定める学会に限る】	
筆頭発表者	10 単位
共同発表者	5 単位

別表2 資格更新のための研修単位基準

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】

本学会学術大会（総会）	20 単位
日本口腔外科学会（総会）	8 単位
日本補綴歯科学会（総会）	8 単位
日本歯周病学会（総会）	8 単位
日本歯科放射線学会	8 単位
日本口腔インプラント学会（総会）	8 単位
日本口腔外科学会（地方会）	5 単位
日本補綴歯科学会（地方会）	5 単位
日本歯周病学会（地方会）	5 単位
日本口腔インプラント学会（地方会）	5 単位
関連学会学術大会（総会）	5 単位
関連学会学術大会（地方会）	3 単位
国際口腔顎顔面外科学会（総会）	8 単位
アジア口腔顎顔面外科学会（総会）	8 単位
大韓口腔顎顔面外科学会（総会）	8 単位
国際口腔顎顔面外科学会の関連する学会（総会）	8 単位
各大学主催の学内学術集会	3 単位

(2) 学会発表【上記(1)に定める学会および各大学主催の学内学術集会(顎顔面インプラント学関係)】

筆頭発表者	10 単位
共同発表者	5 単位

(3) 論文

和文論文		
本学会誌		
原著論文	筆頭著者	20 単位
	共著者	10 単位
その他の論文	筆頭著者	10 単位

	共著者	5 単位
その他の指定雑誌		
原著論文	筆頭著者	10 単位
	共著者	5 単位
その他の論文	筆頭著者	5 単位
	共著者	3 単位
英文論文		
指定雑誌		
原著論文	筆頭著者	15 単位
	共著者	8 単位
その他の論文	筆頭著者	8 単位
	共著者	3 単位
(4) 教育研修会などへの参加【修了証を必要とする】		
本学会主催の教育研修会		20 単位

別表3 指定する関連学会

1. 日本口腔外科学会
2. 日本口腔科学会
3. 日本補綴歯科学会
4. 日本歯周病学会
5. 日本歯科放射線学会
6. 日本口腔インプラント学会
7. 日本歯科麻酔学会
8. 日本顎顔面補綴学会
9. 日本口腔診断学会
10. 日本顎変形症学会
11. 日本顎関節学会
12. 日本小児口腔外科学会
13. 日本化学療法学会
14. 日本歯科薬物療法学会
18. 日本歯科医学会総会
19. 日本医学会総会
20. 日本口腔粘膜学会
21. 日本有病者歯科医療学会
22. 日本歯科心身医学会
23. 日本口腔病理学会

24. 日本口腔顎顔面外傷学会
25. 日本レーザー歯学会
26. 日本癌学会
27. 日本癌治療学会
28. 日本頭頸部癌学会
29. 日本口腔腫瘍学会
30. 日本口蓋裂学会
31. 各大学主催の学内学術集会

別表4 指定する論文掲載雑誌

国内雑誌

1. 日本顎顔面インプラント学会雑誌
2. 日本口腔外科学会雑誌
3. 日本補綴歯科学会雑誌
4. 日本歯周病学会雑誌
5. 歯科放射線
6. 日本口腔インプラント学会
7. 日本口腔科学会雑誌
8. 日本歯科麻酔学会雑誌
9. 日本顎顔面補綴学会雑誌
10. 日本口蓋裂学会雑誌
11. 日本顎変形症学会雑誌
12. 日本顎関節学会雑誌
13. 日本小児口腔外科学会雑誌
14. 日本化学療法学会雑誌
15. 日本歯科薬物療法学会雑誌
16. 日本口腔粘膜学会雑誌
17. 有病者歯科医療
18. 日本歯科心身医学会雑誌
19. 日本口腔診断学会雑誌
20. 日本口腔腫瘍学会雑誌
21. 口腔顎顔面外傷
22. 日本レーザー歯学会誌
23. 頭頸部癌
24. International Journal of Clinical Oncology
25. Oral Medicine & Pathology

26. Hospital Dentistry & Oral-Maxillofacial Surgery
27. Oral Radiology
28. Oral Science International
29. Cancer Science
30. 各大学学内誌（顎顔面インプラント学，特に臨床面に関連する論文・要別刷）

外国雑誌

1. International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery
2. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery (AAOMS)
3. British Journal of Oral and Maxillofacial Surgery
4. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery Medicine and Pathology (JOMSMP)
5. Oral Surgery, Oral Medicine, Oral Pathology, Oral Radiology, and Endodontology
6. Journal of Cranio-Maxillofacial Surgery
7. 大韓口腔顎顔面外科学会雑誌
8. Acta Odontologica Scandinavica
9. Biomaterials
10. Clinical implant dentistry and related research
11. Clinical Oral Implants Research (European Association for Osseointegration)
12. Ceramics International
13. Implant Dentistry (International Congress of Oral Implantologists)
14. International Journal of Oral & Maxillofacial Implants (Academy of Osseointegration)
15. International Journal of Periodontology and Restorative Dentistry
16. International Journal of Prosthodontics (International College of Prosthodontics)
17. Journal of Clinical Periodontology
18. Journal of Dental Research (International Association of Dental Research)
19. Journal of Dentistry
20. Journal of Oral Implantology (American Academy of Implant Dentistry)
21. Journal of Oral Rehabilitation
22. Journal of Periodontology
23. Journal of Periodontal Research
24. Journal of Prosthetic Dentistry

25. Journal of Prosthodontics
26. Prosthodontic Research & Practice
27. Oral Oncology
28. The Cleft Palate-Craniofacial Journal
29. Oral Diseases
30. Journal of Oral Pathology & Medicine
31. Head & Neck
32. DentoMaxilloFacial Radiology

注：学術論文は，上記に限定されるものでなく，広く顎顔面インプラント学関係雑誌掲載論文を認める．ただし，その際は別刷の添付を必要とし，その内容が審査される．